

水道料金のうち基本料金・ 量水器使用料を3か月間減免します

※物価高騰に対する緊急対策として、水道料金のうち基本料金・量水器使用料のみが減免の対象です。基本水量(10m³)を超えた超過料金・下水道使用料は減免になりません。

※検針票には、水道料金(量水器使用料を含む)が減免される前の金額が記載されています。

【減免対象者】

市内で水道を使用している世帯と事業者(官公署等を除く)。

【減免対象期間】

令和7年8月、9月、10月請求分
(7月、8月、9月使用分)

【手続き方法】

申込手続きは不要です。



【口径13mm 減免額例】

ご請求予定額5,280円の場合、基本料金(2,120円)および量水器使用料(90円)が減免され、3,070円がお支払額となります。

【口径20mm 減免額】

基本料金(2,120円)、量水器使用料(175円)が減免されます。

問水道課 ☎0297(35)2114

【検針票見本】			
上下水道使用水量のお知らせ			
(請求書ではありません)			
令和7年8月ご請求分(7月使用分) (ご使用期間 7年7月1日~7年8月2日)			
水栓番号	口径	用途	メーター番号
00000	13mm	一般用	R05-00000
岩井1234-5 坂東 太郎 様			
水道	今回の指針	164 m ³	
	前回の指針(→)	150 m ³	
	旧メーターの使用量(+) m ³		
下水道	今回の使用量(=)	14 m ³	
	水道料金(税込)①	3,110 円	
	下水道の汚水量	14 m ³	
	下水道使用料(税込)②	2,170 円	
ご請求予定額(税込)①+②			5,280 円
(内消費税等相当額10%)			480 円
<small>(金額は変更になる場合があります。このお知らせでは料金のお支払いはできません。)</small>			
坂東市水道事業 坂東市長			水道課 課長印
<small>◎金額を訂正したものは無効です。 ◎この通知書は5年間保存してください。 ◎上記の金額には消費税相当額が含まれています。</small>			

ところ 市役所 2階市民相談室(偶数月)
猿島公民館 会議室1(奇数月)

とき 毎月第2木曜日(祝日などにより変更あり)
午後1時30分~3時30分

問 市民協働課 ☎0297(21)2183
総務省行政相談センター「きくみみ茨城」
☎0570-090110

坂東市行政相談委員

氏名
張 替 輝 夫
栗 原 和 夫
前 澤 達 也

毎日暮らしの中で、困っていること、悩んでいることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

市では毎月1回、行政相談所を開設しています。相談日当日に相談会場までお越しください。ご相談は無料、予約不要で秘密は厳守します。

行政相談委員は、「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、市民の皆さんの身近な相談相手として、国・県・市などの行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。

市内では、次の皆さんが国から行政相談委員に委嘱されています。



お気軽にご相談ください
行政相談委員